

第24回期 第30回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年12月15日(木) 午後1時20分から午後2時00分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (里白石・福貴作)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山白石)	生田目重好
同 (同)	鈴木 輝雄
同 (染)	岡部 多重
同 (中根松)	市川 喜一

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第56号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画
変更の意見決定について

1件

議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の計画に対する決定について

6件

議案第58号 非農地判断について

1件

- 5 農業委員会事務局職員
 事務局長 生田目源寿
 主 事 小松 将広

6 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>只今から第30回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 日増しに寒さも増してきて、令和4年も残り半月となりました。農業を取り巻く環境も良くなる年かなと期待した新年でしたが、期待通りにはいかなかった1年であったように思います。ロシアにおけるウクライナへの軍事侵攻が世界中の経済に影響を与え、食料は基より、肥料、燃料、光熱費とすべてにおいて物価が日増しに値上げと進んでいる状況が進んでいる状態です。農家にとって大変な影響であり、何においても負担増となり、先行きの見えない状況が続いております。来年こそは良い年であることを願うばかりです。コロナ感染者も我が町において感染者が出ており、福島県内でも一昨日の発表によりますと今までで一番多い、3,705人と過去最高の感染者が出ております。保健所単位での感染者確認数と発表されておりますが、以前のように市町村単位で発表した方が身近に思い、注意することにも繋がるのではないかと思います。 来年7月は農業委員の改選期でもあり、残された任期を務めていきたいと思っております。農閑期ではありますが皆さんにおかれましては、来年度に向けた農作業の準備等で忙しくしていることと思っております。委員活動においても人との接触が大いにあり、マスクを着用し調査等をしていただきたいと思います。 本日の提出議案は4件です。また、総会後に農業者等との意見交換会が予定されております。皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げます、あいさつといたします。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第30回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は11名中11名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、1番、小針充則委員、2番、酒井秀忠委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。</p>

事務局長	<p>それでは、議事日程第3、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
会長	<p>議案第55号①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪担当地区の石塚隆晴です。</p> <p>議案第55号農地法第5条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****、*****さん、以下記載のとおりです。14日、午前10時より地区副担当の小針委員及び農業委員会事務局の小松主事及び譲渡人、譲受人の代理人、佐川さんの立会いのもと現地にて調査して参りました。</p> <p>浅川字本町西裏1番7の畑及び1番6の併用地に、一般住宅と駐車場、自家用4台と来客用2台分を建設したいとのことです。汚水は公共下水道に接続し、雨水は自然浸透及び町道側溝に放流するそうです。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から10項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>今回の申請理由ですが、申請人は現在実家に住んでいますが、結婚に伴い勤務先がある浅川町に新居を構えたいとのことです。また現在の住まいである実家は借家であり、両親も転居し同居する予定です。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、おおむね300m以内に駅がある区域にある公共施設至近距離農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われます。転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和5年9月末までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法等について許可見込であり該当しません。法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見</p>

	<p>込みがない場合は許可しないことになっておりますが、隣接する本町西裏1番6の宅地と一体として利用する計画のため問題ありません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっており、一般住宅敷地として500㎡を超える面積ではありますが、申請地と接道に高低差があり、進入路を入れると適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は公共下水道による処理、雨水は既設の道路側溝に排水する計画となっております。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。議案第55号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。議案第55号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第55号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第56号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第56号①について、山白石地区推進委員、生田目重好委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
生田目委員	<p>山白石地区担当の推進委員、生田目重好です。</p> <p>議案第56号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の①についての調査結果を報告いたします。</p> <p>申請人、*****、*****さん。以下記載のとおりです。</p> <p>申請の理由は、*****さんが畜舎を建てたいということで、*****さんから今回、土地の同意を受け農地転用申請をするために、農用地区域から除外したいとのことです。</p> <p>調査事項であります農振除外の5要件のいずれも満たしているものと思われ、除外は問題ないものとみてきましたので、皆様のご審議をよろしくお願いま</p>

<p>事務局長</p>	<p>す。以上です。</p> <p>事務局より補足説明申し上げます。</p> <p>今回の事業についてですが、申請人につきましては、町の認定農業者である***さんの息子であり、30代半ばであります。すでに畜産農家として申請人名義で肉用牛の出荷もしており、これから町の認定農業者としての認定を受け、経営規模の拡大をするため、****さんが所有する農地を、畜舎の敷地として利用したいとのことです。</p> <p>土地の選定にあたって他のいくつかの土地を検討しましたが、畜舎敷地として十分面積な確保、近隣住民の理解、利便性において条件に合う土地がなく、今回の申請地は十分な用地面積と自宅に隣接していることから選定しました。</p> <p>農用地区域から除外する際には、除外の5要件がございまして、それらに問題がないか、また除外後に転用許可の見込みがあるかどうかにより農業委員会として総合的に意見を出すものとなります。</p> <p>まず要件の一つ目となる必要性、代替性についてですが、必要性については冒頭申し上げたとおりであり、代替性についても他の場所を検討した結果、選定されておりやむを得ないと思われま。二つ目の農用地等の土地利用上の効率・総合的な利用、三つ目の担い手等に対する農地の集積、四つ目の農用地等の利用上必要な施設、それぞれへの支障について、本申請地の周りには農地の広がりがなく問題ないものと思われま。五つ目である基盤整備から8年経過の要件については、本申請地は基盤整備地ではないため該当いたしません。</p> <p>また、除外後の転用許可の見込については、本申請地は第2種農地に該当しますが、事業計画は本申請地でなければ達成できないものであり許可可能であると思われま。</p> <p>以上を考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。</p> <p>議案第56号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第56号①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第56号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更①は異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>

	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案の審議に入る前に、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条①については、酒井秀忠委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(酒井秀忠委員退室)</p>
会 長	<p>事務局より議案の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の酒井秀忠さんは皆さま承知の通り、町の認定農業者であります。今回利用権を設定しようとする田んぼは、これまでも同当事者間で基盤法による利用権設定をしていましたが、設定期限を迎えるので、利用権の延長をするために計画書が提出されています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。 2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。 <p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われれます。以上です。</p>
会 長	<p>この集積計画に対して、浅川・滝輪地区推進委員の石塚隆晴委員の意見を求めます。</p>
近藤委員	<p>はい。浅川・滝輪担当地区の石塚隆晴です。</p> <p>只今、事務局から説明がありました通り、今回集積計画は問題ないと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

会 長	<p>全員賛成ですので、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条①については決定いたしました。</p> <p>議事が終了しましたので、酒井秀忠委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(酒井秀忠委員着席)</p>
会 長	<p>酒井秀忠委員に報告します。議案57号、農業経営基盤強化促進法第18条①は原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、同じく議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条の議案に移りますが、その前に議案第57号の②、③はそれぞれ関連がありますので、一括して審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第57号の②、③は一括審議とします。</p> <p>それでは、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条②、③について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
事務局長	<p>引き続き説明いたします。</p> <p>被設定人の*****さんは認定農業者であり、人・農地プランでも福貴作地区の担い手として名前があげられております。***さんは、農業経営改善計画にて、専業農家として水稻及び飼料作物を中心に規模を拡大して経営する計画を立てております。</p> <p>また、農地等の利用の最適化の推進に向けた、担い手への集積・集約化となる利用権設定と考えられます。</p> <p>以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>この集積計画に対して福貴作地区推進委員、我妻秀雄委員の意見を求めます。</p>
我妻委員	<p>事務局から説明がありましたとおりで、今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条②、③について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条②、③について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画②、③については決定いたしました。</p> <p>次に、同じく議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条の議案に移りますが、その前に議案第57号の④から⑥はそれぞれ関連がありますので、一括して審議としたいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第57号の④から⑥は一括審議とします。</p> <p>それでは、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条④から⑥について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p> <p>議案の審議に入る前に、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条⑥については、近藤近委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(近藤委員委員退室)</p>
会 長	<p>事務局より議案の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>設定人、被設定人はすべて親子関係にあります。</p> <p>今回の利用権設定に至った経緯ですが、農業者年金を受給するために、息子である被設定人に農地法第3条において使用貸借権を結び、農地を経営移譲した経緯があり、今回は基盤法により使用貸借権の再設定をする形となります。</p> <p>今回、再設定を行う理由ですが、使用貸借権の契約締結をしてから20年以上経ち契約期間が過ぎたため、一度農地を農業者年金受給者である設定人に返却し、再度、被設定人に利用権の設定をすることで特定対象処分農地から外れる形となります。特定対象処分農地から外れると、農地転用等があった場合でも農業者年金支給停止になることがありません。</p> <p>以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われれます。以上です。</p>

会 長	<p>事務局の説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条④から⑥について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条④から⑥について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条④から⑥については決定いたしました。</p> <p>議事が終了しましたので、近藤近委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(近藤近委員着席)</p>
会 長	<p>近藤近委員に報告します。議案57号、農業経営基盤強化促進法第18条⑥は原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、議案第58号、非農地判断について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
事務局長	<p>皆様に8月から9月末にかけてご協力いただいた農地利用状況調査において再生不能、いわゆる「B分類」と判断されたものについて非農地判断するため今回議案にかけさせていただきました。</p> <p>農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。</p> <p>今回、議案にかけられた田75筆、43,453.02㎡、畑51筆、31,260.00㎡、合計126筆、74,713.02㎡については、雑木などが生い茂った農地の他に、狭小地や傾斜地に属する利用が困難な農地を含めた、非農地判断しても支障のないものと考えられるものになります。</p> <p>今回、議決されますと、所有者のほか法務局、県および町課税部局に非農地判断された旨の通知をし、農地台帳の整理がなされることとなります。</p> <p>なお、所有者に対する通知には国の定める様式とは別に、Q&Aを添える形で送付したいと考えております。</p> <p>以上、皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。</p>

会 長	<p>事務局より議案の朗読及び説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第58号について、質疑ございませんか。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第58号、非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない非農地と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第58号、非農地判断については決定いたします。 次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>
会 長	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>次回総会1月17日(火)午後1時30分予定。 このあと午後2時半より、農業者等との意見交換会を開催します。会場作成のため一旦退室願います。 続いて経営状況等に関する調査について事務局より説明いたします。</p>
小松主事	<p>経営状況等調査につきまして大変申し訳ありませんが、まだ調査票が出来ておりませんので、来週中には委員の皆様へに郵送いたしますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>また、この後の意見交換会につきましては、活動記録簿への記載を忘れずお願いします。今年度の活動実績に反映してくるので、農家さんからの相談にのったことや、調査票の配布時に相談されたことなども、忘れずに記載していただくようお願いします。事務局からは以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第58回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>

--	--

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)